

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱



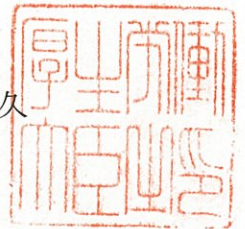
厚生労働省発職0627第1号

平成28年6月27日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 特定受給資格者の範囲の改正

基本手当の特定受給資格者に係る雇用保険法（以下「法」という。）第二十三条第二項第二号の厚生労働省令で定める理由のうち、賃金（退職手当を除く。）の額を三で除して得た額を上回る額が支払期日までに支払われなかった月が引き続き二箇月以上又は離職の日の属する月の前六月のうちいずれか三箇月以上となったことを、賃金（退職手当を除く。）の額を三で除して得た額を上回る額が支払期日までに支払われなかったこととし、事業主が法令に違反し、妊娠中若しくは出産後の労働者又は子の養育若しくは家族の介護を行う労働者を就業させ、若しくはそれらの者の雇用の継続等を図るための制度の利用を不当に制限したこと又はそれらの制度の利用の申出をし、若しくは利用したこと、妊娠したこと若しくは出産したこと等を理由として不利益取扱いをしたことを新たに規定すること。

二 高年齢受給資格者に係る常用就職支度手当の額

高年齢受給資格者に係る常用就職支度手当の額は、法第五十六条の三第三項第三号ロに定める額に九

十に十分の四を乗じて得た数を乗じて得た額とすること。

三 着後手当の拡充

着後手当の額は、親族を随伴する場合にあつては七万六千円（鉄道賃の額の計算の基礎となる距離が百キロメートル以上である場合は、九万五千円）とし、親族を随伴しない場合にあつては三万八千円（鉄道賃の額の計算の基礎となる距離が百キロメートル以上である場合は、四万七千五百円）とすること。

四 求職活動支援費の創設

求職活動支援費は、(一)から(三)までに掲げる場合の区分に応じて、当該(一)から(三)までに定めるものを支給するものとする。

(一) 公共職業安定所の紹介による広範囲の地域にわたる求職活動をした場合 広域求職活動費

(二) 公共職業安定所の職業指導に従って行う職業に関する教育訓練の受講その他の活動をした場合 短期訓練受講費

(三) 求職活動を容易にするための役務の利用をした場合 求職活動関係役務利用費

五 短期訓練受講費の創設

1 短期訓練受講費は、受給資格者等が公共職業安定所の職業指導により再就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合において、当該教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）について教育訓練給付金の支給を受けていないときに、厚生労働大臣の定める基準に従って、支給するものとする。

2 短期訓練受講費の額は、受給資格者等が1に規定する教育訓練の受講のために支払った費用の額に百分の二十を乗じて得た額（その額が十万円を超えるときは、十万円）とすること。

3 受給資格者等は、短期訓練受講費の支給を受けようとするときは、当該短期訓練受講費の支給に係る教育訓練を修了した日の翌日から起算して一箇月以内に、短期訓練受講費支給申請書に受給資格者証等及び(一)から(三)までに掲げる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならないこと。

(一) 当該短期訓練受講費の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類（当該教育訓練を行う者により証明がされたものに限る。）

(二) 当該短期訓練受講費の支給に係る教育訓練の受講のために支払った費用の額を証明することができる書類

きる書類

(三) その他職業安定局長が定める書類

4 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者等に対する短期訓練受講費の支給を決定したときは、その日の翌日から起算して七日以内に短期訓練受講費を支給するものとする。

六 求職活動関係役務利用費の創設

1 求職活動関係役務利用費は、受給資格者等が求人者に面接等をし、又は法第六十条の二第一項の教育訓練給付金の支給に係る教育訓練、短期訓練受講費の支給に係る教育訓練、公共職業訓練等若しくは職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練（以下「求職活動関係役務利用費対象訓練」という。）を受講するため、その子に関して、(一)から(三)までに掲げる役務（以下「保育等サービス」という。）を利用した場合に支給するものとする。

(一) 児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等における保育

(二) 子ども・子育て支援法第五十九条第二号、第五号、第六号及び第十号から第十二号までに規定す

る事業における役務

(三) その他(一)及び(二)に掲げる役務に準ずるものとして職業安定局長が定めるもの

2 求職活動関係役務利用費の額は、受給資格者等が保育等サービスの利用のために要した費用（受給資格者等が求人者に面接等をした日分又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講した日分（一）及び（二）に掲げる場合の区分に応じ、当該（一）及び（二）に定める日数を限度とする。）の額（一日当たり八千円を限度とする。）に限る。（一日を超える期間を単位として費用を要した場合においては、当該額は、その期間の日数を基礎として、日割りによって計算して得た額（一日当たり八千円を限度とする。）に限る。）の額に百分の八十を乗じて得た額とすること。

(一) 求人者に面接等をした場合 十五日

(二) 求職活動関係役務利用費対象訓練を受講した場合 六十日

3 受給資格者等は、求職活動関係役務利用費の支給を受けようとするときは、求職活動関係役務利用費支給申請書に受給資格者証等及び(一)から(三)までに掲げる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならないこと。

(一) 当該求職活動関係役務利用費の支給に係る保育等サービスの利用のために要した費用の額を証明することができる書類

(二) 求人者に面接等をしたこと又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講したことを証明することができる書類

(三) その他職業安定局長が定める書類

4 求職活動関係役務利用費支給申請書の提出は、失業の認定の対象となる日（求職の申込みをした日以後最初の失業の認定においては、法第三十三条第一項の規定により基本手当を支給しないこととされる期間内の日を含む。）について、当該失業の認定を受ける日にしなければならない。ただし、高年齢受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者が求職活動関係役務利用費支給申請書を提出する場合にあつては、当該求職活動関係役務利用費の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して四箇月以内に行うものとする。

七 一般教育訓練給付の対象となる費用の範囲の拡大

1 一般教育訓練給付の対象となる費用について、一般教育訓練の受講開始日前一年以内にキャリアアコ

ンサルタント（職業能力開発促進法第三十条の三に規定するキャリアコンサルタントをいう。）が行うキャリアコンサルティング（同法第二条第五項のキャリアコンサルティングをいう。以下同じ。）を受けた場合は、その費用（その額が二万円を超えるときは、二万円）を加えること。

2 教育訓練給付対象者が1に規定する費用の支給を受けようとするときは、その費用の額を証明することができる書類及び当該一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとする者の就業に関する目標その他職業能力の開発及び向上に関する事項について、キャリアコンサルティングを踏まえて記載した職務経歴等記録書（職業能力開発促進法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書をいう。）を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならないこと。

八 育児休業給付及び介護休業給付の対象となる期間を定めて雇用される者の範囲の拡大

1 育児休業給付の対象となる期間を定めて雇用される者は、(一)及び(二)のいずれにも該当する者であること。

- (一) その事業主に引き続き雇用された期間が一年以上である者
- (二) その養育する子が一歳六か月に達する日までに、その労働契約（契約が更新される場合にあつて

は、更新後のもの）が満了することが明らかでない者

2 介護休業給付の対象となる期間を定めて雇用される者は、(一)及び(二)のいずれにも該当する者であること。

(一) その事業主に引き続き雇用された期間が一年以上である者

(二) 介護休業開始予定日から起算して九十三日を経過する日から六か月を経過する日まで、その労働契約（契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者

九 介護休業給付の対象家族の範囲の拡大

祖父母、兄弟姉妹及び孫について、同居及び扶養の要件を削除すること。

十 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部改正

一 法第十一条の二第一項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由

法第十一条の二第一項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由は、次のとおりとすること。

- (一) 妊娠したこと。
- (二) 出産したこと。
- (三) 法第十二条若しくは第十三条第一項の規定による措置を求めようとし、若しくは措置を求め、又はこれらの規定による措置を受けたこと。
- (四) 労働基準法第六十四条の二第一号若しくは第六十四号の三第一項の規定により業務に就くことができず、若しくはこれらの規定により業務に従事しなかったこと又は同法第六十四条の二第一号若しくは女性労働基準規則第二条第二項の規定による申出をしようとし、若しくは申出をし、若しくはこれらの規定により業務に従事しなかったこと。
- (五) 労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求しようとし、若しくは請求し、若しくは同項の規定による休業をしたこと又は同条第二項の規定により就業できず、若しくは同項の規定による休業をしたこと。
- (六) 労働基準法第六十五条第三項の規定による請求をしようとし、若しくは請求をし、又は同項の規定により他の軽易な業務に転換したこと。

(七) 労働基準法第六十六条第一項の規定による請求をしようとし、若しくは請求をし、若しくは同項の規定により一週間について同法第三十二条第一項の労働時間若しくは一日について同条第二項の労働時間を超えて労働しなかったこと、同法第六十六条第二項の規定による請求をしようとし、若しくは請求をし、若しくは同項の規定により時間外労働をせず若しくは休日に労働しなかったこと又は同法第六十六条第三項の規定による請求をしようとし、若しくは請求をし、若しくは同項の規定により深夜業をしなかったこと。

(八) 労働基準法第六十七条第一項の規定による請求をしようとし、若しくは請求をし、又は同条第二項の規定による育児時間を取得したこと。

(九) 妊娠又は出産に起因する症状により労務の提供ができないこと若しくはできなかったこと又は労働能率が低下したこと。

二 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正

一 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大に伴う規定の整備

1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）第二条第一号の厚生労働省令で定める者は、児童の親その他の児童福祉法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない労働者とする事。

2 育児・介護休業法第二条第一号の厚生労働省令で定めるところにより委託されている者は、児童福祉法第六条の四第二項の規定による養育里親に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている者とする事。

3 申出事項に、民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る子を監護していること、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託された者を養育していること及び2に該当する子を養育していることを加える事。

4 事業主が事実を証明する書類の提出を求めることができる対象に、民法第八百十七條の二第一項の規定による請求に係る子を監護していること、児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定により同法第六條の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託された者を養育していること及び2に該当する子を養育していることを加えること。

5 育児休業の終了事由に、民法第八百十七條の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定による措置が解除されたときを加えること。

二 対象家族の範囲の拡大

祖父母、兄弟姉妹及び孫について、同居及び扶養の要件を削除すること。

三 子の看護休暇及び介護休暇の一日未満の単位での取得に関する規定の整備

1 育児・介護休業法第十六條の二第二項及び同法第十六條の五第二項の一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるものは、一日の所定労働時間が四時間以下の労働者とする。

2 育児・介護休業法第十六條の二第二項及び同法第十六條の五第二項の厚生労働省令で定める一日未

満の単位は、半日（一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。）の二分の一とする。）であつて、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

ただし、労働者を雇用する事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めた場合において、(一)に掲げる労働者の範囲に属する労働者が、子の看護休暇又は介護休暇を(二)に掲げる時間数を単位として請求したときは、当該時間数で子の看護休暇又は介護休暇を取得することができることとする。

- (一) 当該時間数で子の看護休暇又は介護休暇を取得することができることとされる労働者の範囲
- (二) 取得の単位となる時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）
- (三) 子の看護休暇又は介護休暇の一日の時間数（一日の所定労働時間数を下回らないものとする。）

3 申出事項に、一日未満の単位で子の看護休暇又は介護休暇を取得する場合にあつては、当該取得す

る休暇の開始及び終了の年月日時を加えること。

四 介護のための所定外労働の制限に関する規定の新設

1 介護のための所定外労働の制限を請求できないこととするについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定める者は、一週間の所定労働日数が二日以下の労働者とする。

2 介護のための所定外労働の制限の請求の方法は、次に掲げる事項を、書面等により、事業主に通知することによって行うこととする。

- (一) 請求の年月日
- (二) 請求する労働者の氏名
- (三) 請求に係る対象家族の氏名及び労働者との続柄
- (四) 請求に係る対象家族が要介護状態にある事実
- (五) 請求に係る制限期間の初日及び末日

3 所定外労働の制限が開始するまでに当該労働者が対象家族を介護しないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとすること。

(一) 請求に係る対象家族の死亡

(二) 離婚、婚姻の取消、離縁等による請求に係る対象家族と当該請求をした労働者との親族関係の消滅

減

(三) 請求をした労働者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限

期間の末日までの間、当該請求に係る対象家族を介護することができない状態になったこと

4 所定外労働の制限が終了するまでに当該労働者が対象家族を介護しないこととなった事由として厚生

労働省令で定める事由は、3を準用すること。

五 介護のための所定労働時間の短縮等の措置は、介護サービス費用の助成措置を除き、二回以上、利用可能な措置とすること。

六 育児・介護休業法第二十五条の厚生労働省で定める育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する制度又は措置は、次のとおりとすること。

(一) 育児休業

(二) 介護休業

(三) 子の看護休暇

(四) 介護休暇

(五) 所定外労働の制限

(六) 時間外労働の制限

(七) 深夜業の制限

(八) 育児のための所定労働時間の短縮措置

(九) 育児・介護休業法第二十三条第二項の規定による育児休業に関する制度に準ずる措置又は始業時刻

変更等の措置

(十) 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

七 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日等

一 施行期日

この省令は、平成二十九年一月一日から施行すること。

二 経過措置及び関係省令の整備

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係省令の規定の整備を行うこと。